

盛岡市子育て世帯への臨時特別給付金申請書



盛岡

現住所以外の住所については、①令和4年4月30日時点と現住所が異なる場合②令和4年1月1日時点で盛岡市外に住所があった場合それぞれ該当の際にご記載ください。

1. 申請者

※裏面の事項(1)~(6)に言明・同意の上、申請します。

記入日 令和●年 ●月 ●日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
モリオカ タロウ	男	明治・大正 <u>昭和</u> ・平成	●●市××丁目△△番地
盛岡 太郎	男	●年 ●月 ●日	電話 111(111)1111
公務員の方は下記どちらかに○をし、勤務先を記載してください。↓			申請者の住所(令和4年4月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要
※公務員であり、令和4年5月分の児童手当を所属庁から <u>受給している</u> ・受給していない			申請者の住所(令和4年1月1日時点で盛岡市外が住民票所在地の方) ※令和4年1月1日時点で盛岡市在住の場合は記入不要
勤務先			□□市▲▲丁目□□番地
岩手県警察本部警務部総務課			

公務員の方は、所属庁から児童手当を受給しているか否か○をつけた上で、勤務先を記入してください。

- (例)
- ・国 国土交通省東北地方整備局盛岡河川国道事務所
 - ・都道府県 岩手県教育委員会事務局学校教育室
 - ・市町村 盛岡市子ども未来部子ども青少年課

2. 配偶者

配偶者の有無	有	無	
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	電話 ()
モリオカ ハナコ	男	明治・大正	
盛岡 花子	女	●年 ●月 ●日	配偶者の住所(令和4年4月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要
			配偶者の住所(令和4年1月1日時点で盛岡市外が住民票所在地の方) ※令和4年1月1日時点で盛岡市在住の場合は記入不要

3. 対象児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	対象児童が結婚している場合○をつけてください	住所 ※別居の場合のみ記入
1	モリオカ イチロウ 盛岡 一郎	子	男	<u>平成</u> 令和 ●年 ●月 ●日	同		□□市▲▲丁目□□番地
2	モリオカ ハナヨ 盛岡 花代	子	女	平成 <u>令和</u> ●年 ●月 ●日	同		
3			男・女	平成・令和 年 月 日	同・別		
4			男・女	平成・令和 年 月 日	同・別		
5			男・女	平成・令和 年 月 日	同・別		
6			男・女	平成・令和 年 月 日	同・別		

※同居・別居の別については令和4年4月30日時点の状況を選択してください。

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法

児童手当の受取口座をご記載ください。支給対象児童を養育している場合は、申請者の方の名義の口座をご記載ください。(※)

受取口座を記入してください。受取口座は原則児童手当の受取口座になります。また、振込金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を必ず添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
〇〇		〇〇	本支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	モリオカ タロウ
金融機関番号	〇 〇 〇 〇	店番号	〇 〇 〇			

5. 添付書類

- (1) 全員
振込先金融機関口座確認書類(【受取口座記入欄】に記載いただいた情報が確認できる通帳のページやキャッシュカードの写し等)
- (2) 公務員の方で、所属庁から児童手当を受給している方
((1)に追加) 令和4年5月分の児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類(例:支払通知書の写し等)
- (3) 養育している子が市外におり、別居している方
((1)に追加) 別居している子の住民票の写し(世帯全員分)

振込先金融機関口座確認書類
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し等

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、盛岡市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、盛岡市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 盛岡市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和3年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。